

2020年度 かわさき起業家塾開催業務委託仕様書

1 概要・目的

創業を計画している者や起業して間もない経営者を対象に、セミナー形式で with コロナ、after コロナの環境下における起業家・経営者としての考え方・姿勢、事業の立上げや企業経営に必要とされる実務に直結する知識を学ぶとともに、起業の実例についても学ぶことで、より実現性の高いビジネスプランの作成支援と起業マインドの醸成を目指す。また、新型コロナウイルスの影響を鑑み、ZOOM を使用してのオンライン配信を行い参加者のニーズに沿った事業を行う。

2 委託期間

契約を締結した日から令和3年3月31日までとする。

3 開催概要

(1) 日時

回	日付	曜日	時間	実施時間
第1回	令和3年1月13日	水	18:30～20:30	2時間
第2回	令和3年1月20日	水	18:30～20:30	2時間
第3回	令和3年1月23日	土	13:00～17:00	4時間
第4回	令和3年1月27日	水	18:30～20:30	2時間
第5回	令和3年2月3日	水	18:30～20:30	2時間
第6回	令和3年2月10日	水	18:30～20:30	2時間
第7回	令和3年2月17日	水	18:30～20:30	2時間
第8回	令和3年2月20日	土	13:00～17:00	4時間

(合計8回 20時間)

(2) 開催場所 : Kawasaki-NEDO Innovation Center

(川崎市幸区大宮町1310番 ミューザ川崎セントラルタワー5階)

<https://k-nic.jp/>

(3) 対象者 : ① 起業・創業に関心があり実践的知識を必要とする起業家予備軍(学生を含む)

② 事業プランのブラッシュアップに意欲をもつアールリーステージの起業家

(4) 定員 : 20名、なお応募状況により10名を限度として増員する場合がある。

4 委託業務内容

受注者は、創業を計画している者や起業して間もない経営者を対象に次の(1)～(3)の業務を行う。
また、受注者は、以下の「特記事項」を承諾し、それを遵守しなければならない。

○ 業務内容

項目	摘要
(1) セミナー運営に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ① 開催概要の日時に基づいて、経営、財務、人材育成、販路開拓の知識（特定創業支援事業の要件）が全て身につくセミナーを立案し、実施すること ② with コロナ、after コロナによるビジネス環境の変化について講義の中に取り入れること ③ 起業または起業支援の実体験を聴ける仕組み、機会を取り入れること ④ 受講者同士の交流を促す仕組みを取り入れること ⑤ セミナーの教材を提供すること ⑥ セミナー全体を統括する主任講師が毎回出席し、受講者の質問等に適切に対応すること ⑦ 新型コロナウイルスの影響を鑑み、K-NIC での講義に加え ZOOM を使用してのオンライン配信を行うことから、オンライン上での質疑応答にも対応すること（オンライン配信に伴う機器の準備、設置は事務局で行う） ⑧ ビジネスプランの作成支援を行うこと ⑨ 受講者の理解度を把握するためのアンケートを毎回実施すること
(2) 業務完了届、報告書に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ① セミナー終了後、業務完了届を提出すること ② 毎回の講義内容の要約、各回のアンケート結果等を内容とする「実施結果報告書」を作成すること（A4サイズ1部及びデジタルデータ）
(3) その他	<ul style="list-style-type: none"> ① Kawasaki-NEDO Innovation Center 以外の場所で実施するプログラムに必要な使用料等の経費は受託者が負担すること ② 講師の選定について財団に意見を求めることができる ③ オンライン配信の様子は録画し、当日受講できなかった方や当日受講した方が振り返り学習を行うために youtube 上にアップする。公開は2週間とし、期限がきた動画は事務局で削除する。

「特記事項」

- 1 委託内容を著しく変更する場合は、発注者の承認を得なければならない。
- 2 委託事業の遂行が困難になった場合等においては、速やかに発注者の指示を受けなければならない。
- 3 受注者は、委託に係る経理についての帳簿を設け、収支の事実を明確に証する書類を整理し、かつ、これらの書類を委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

また、帳簿等の経理証拠書類の写しを発注者に提出しなければならない。

- 4 発注者は、受注者が委託費を他の用途に使用したとき、又は委託の条件に違反したときは委託費の全部又は一部の返還を命ずることができる。
- 5 受注者は、特に法令に定める以外、本事業実施にあたって知りえた秘密を他に漏らしてはならない。
- 6 本セミナーにおいて新たに生じた知的財産については、関係者の協議によりその帰属を定める。
- 7 本委託事業に起因する紛争に関して、訴訟を提起する必要があるときは、発注者である公益財団法人川崎市産業振興財団の所在する地域を管轄する裁判所を第1審管轄裁判所とするものとする。